

第6条（交通費の負担）

サービスに関連する業務のため、甲の要請又は同意のもとに乙の業務従事者が東京から100Km以上離れた場所に出張する場合、乙は当該従事者にかかる交通費実費を甲に請求することができるものとする。

第7条（サービス関連事項）

乙が選考・選抜した人材を、甲が乙の合意なく直接接触し採用を決定して入社させた場合も、本契約に該当するものとする。

第8条（サービス利用料の返還）

採用決定者が入社日以後、以下の期間内に、自己都合により退職、または甲の就業規則に基づき解雇に至った場合は、乙は以下に定める返還または請求放棄額のうち、既受領分については、その退職の通知を受けた日から1ヶ月以内に甲に返還し、未受領分については請求放棄するものとする。但し、甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なること、あるいは業務上の災害に起因する場合はこの限りではない。

（期間）

（返還または請求放棄額）

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| （1）入社後1カ月未満で退職する場合 | ・・・サービス利用料の100% |
| （2）入社後1カ月以上3カ月未満で退職する場合 | ・・・サービス利用料の75% |
| （3）入社後3カ月以上6カ月未満で退職する場合 | ・・・サービス利用料の50% |

2 乙は甲が合意する場合は、前項のサービス利用料の返還に代えて、代替者を無料で紹介する。

第9条（在留資格認定関連事項）

採用内定者が就労ビザ取得のための在留資格認定申請を入国管理局に行う場合は、甲は必要書類提供等、ビザ取得のための協力を行うものとし、乙は必要に応じ手続き上の支援を行うものとする。採用内定者は在留資格認定承認を受けて後、正式な採用決定者となる。

第10条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、相手方に損害が生じてこれを賠償することを要しない。

- ① 反社会的勢力に該当すると認められるとき
- ② 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- ③ 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき
- ④ 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど
の関与をしていると認められるとき